

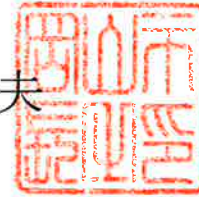
許可番号 第08320115736号

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山市南区郡3000番地
氏名 株式会社西日本マックス
代表取締役 宮ノ下臣夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 7年 1月 16日
許可の有効期限 令和 11年 12月 21日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理(破碎)
(2) 産業廃棄物の種類

[破碎]廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設1基(定置式)
破碎施設(No.1)

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日]平成13年4月26日(みなし施設使用届出)
③[処理能力]廃プラスチック類4.6t/日、紙くず2.2t/日、木くず7.3t/日、繊維くず1.5t/日、ゴムくず6.9t/日、金属くず15.0t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず9.3t/日、がれき類23.9t/日(1日8時間稼働)

3. 許可の条件

中間処理を行う場所は「岡山市南区郡3000番の一部(面積4,126.5㎡)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月22日 新規許可
令和 2年 2月12日 更新許可
令和 2年 5月27日 許可証書換え(代表者の変更)
令和 4年 4月20日 許可証書換え(中間処理を行う場所の面積の縮小及び破碎施設(No.2)の廃止)
令和 6年 5月13日 許可証書換え(代表者の変更)
令和 7年 1月16日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無